

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	一志地域 (大井、波瀬、川合、高岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、担い手による利用集積率は75%。(大井81%、波瀬 54%、川合78%、高岡79%)である。また、担い手が引き受ける意向のある耕作面積は大井、川合、高岡の3地域は多く、概ねカバー出来るが、波瀬地域は少ない状況である。そのことから、特に波瀬の新たな担い手の確保、後継者の育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、実施しているブロックローテーションを継続し、米-麦-大豆・野菜の生産体系を維持して米の生産調整に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	488 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	488 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

一志地域内の農用地を中心とした区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内の認定農業者等が担っていくが、新たな担い手の確保も図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、農地中間管理機構を通じて行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

老朽化している用排水施設等について、市の土地改良事業補助金等を活用しながら改修を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAみえなか 農作業支援センター一志で実施している農業資材の共同購入や共同育苗、共同防除等を活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①山間部だけでなく、平野部(特に河川沿い)も鹿や猪等による農作物被害が発生していることから、獣害防止柵の設置に取り組んでいく。また、新たな有害鳥獣捕獲の従事者も確保していく。
- ③作業の省力化、効率化に向けてスマート農業の導入を図る。
- ⑦⑧地域内の農道・水路等の施設について、担い手及と地域住民の相互連携、協力し適切に維持管理していく。